

令和元年度 第2回

武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

令和元年度 第2回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和元年7月25日（木） 午後1時30分から2時29分まで

会 場：全員協議会室（7階）

出席者：

＊委員13名

生駒 耕示 （被保険者代表）

今井 孝一 （被保険者代表）

北山 富久子（被保険者代表）

鈴木 昭一 （被保険者代表）

中村 稔 （医療機関代表）

秋本 陽介 （医療機関代表）

飯川 和智 （医療機関代表）

大野 あつ子（公益代表）

本多 夏帆 （公益代表）

内山 さとこ（公益代表）

橋本 しげき（公益代表）

本間 まさよ（公益代表）

鈴木 隆男 （保険者代表）

＊事務局

事務局

事務局

国保年金係係長

国保年金係資格・給付担当係長

収納係長

欠席者：

＊委員4名

岩岡 由美子（被保険者代表）

長谷川ひとみ（医療機関代表）

谷口 勝哉 （医療機関代表）

酒匂 堅次 （保険者代表）

【会長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

本運営協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は12名の委員にご出席をいただいております、会議は成立しております。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申し込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

(会議録署名委員決定)

日程に従いまして議事を進めます。

前回、継続審議といたしました議題(1)諮問事項「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画(案)について」、事務局から追加の説明を求めます。

(資料説明)

【会長】 それでは、前回及びただ今の説明について、ご質問ご意見をお願いいたします。

【委員】 ご説明ありがとうございました。追加資料ということで、私たちから要望があったものが提示されたと認識しています。前回いろいろと質問がありましたが、それについて、今後、この計画案にどのように反映されていくかたちになるのか、教えていただけますか。

【事務局】 前回ならびに今回において各委員からいただきましたご質問、ご意見につきましては、計画案から最終的に決定する計画におきましても、反映できるものについては反映をしてみたいと思っております。

【委員】 これは、このまま行くとどのぐらいの時期に計画が決定するのでしょうか。

【事務局】 計画につきましては、まずこちらの運営協議会において、諮問に対して協議会とし

ての答申をいただきまして、最終的に市長に答申を行うかたちになります。答申後、答申文に含まれる部分、そして協議会の中で議論になった部分等も含めて理事者に報告をいたしまして、そのうえで改定をかけていく作業になります。その答申の時期がいつになるかで、若干のずれが生じるかと思いますが、来年度の税率の話もありますので、秋には計画として確定をしていく必要があると考えております。

【会長】 ほかにご意見ございますでしょうか。

【委員】 資料をいただきまして、ありがとうございます。説明いただいた資料に基づいて、少し質問をさせていただきます。今回の財政健全化計画（案）本書の13ページに「保険税率の見直しの際は、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策についても検討する。」、その次の「特に」というところで多子減免についての記述がされています。最後に「武蔵野市独自の軽減策の実施を目指す。」ということで、積極的な姿勢が書かれていると理解したいと思いますが、本日出された資料の5自治体の多子減免の事例を見ましても、内容としてはいろいろな中身になっております。例えば対象が2人目か3人目からかによっては、対象者の幅がだいぶ広い範囲になってくるのではないかと思います。今回の計画（案）の中には、保険料が見直しされることによって負担が増える、特にその負担増により大変な状況になってしまうであろう世帯については考慮していくという姿勢であるならば、その軽減を受けられる対象者についても、必要な方たちには幅広く行き渡るという姿勢が重要だと思います。その点についてはどのような考え方をお持ちでいるのか、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

【事務局】 多子減免の対象についてのご質問ということで承りました。

対象が2人目からなのか3人目からなのか等につきましては、今の段階ではまだお示しできるものはございません。実際には、この計画のうえでは「方針」というかたちでお示しをさせていただきまして、税率の引き上げ、改定という作業につきましては、また別途、こちらの運営協議会にも諮問をさせていただき、議会でも丁寧にご議論をいただくかたちになるかと思います。そちらでは、実際の改定の額、率等においても当然に影響額が変わってくると思いますので、その部分も含めまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

【事務局】 今回の財政健全化計画につきましては、その方向性をご審議いただいて、おおむねの考え方をご了解いただく、また計画の内容としてもそのようなかたちで記載すべきものなのかなと考えています。

一定の数字目標としては、期間と昨年の目標だけは、こちらは求められているもの

として記載はしておりますが、それら以外のところをあまりに細かく審議して、それぞれの要因を検討していくとなると、それは何パターンにもなってしまいます。今回の計画には、方針としてこのような考え方としているとまとめたようなかたちで、市独自の軽減策についても検討していきますということを含めて、こちらに記載させていただく。現在も7割、5割、2割という軽減がありますが、実際には税率の改定をお願いするときには、低所得者の方への軽減策とともにその具体的な内容についてのご意見を運営協議会でもいただいて、またそれを反映していくというかたちでお示ししていきたいと考えています。

【委員】 それでは、意見を、ということですので述べさせていただきますが、武蔵野市の状況を見ても、子どもが2人いるご家庭と3人いるご家庭ということであれば、人数的にもだいぶ違いがあると思います。この計画（案）の中では、方向性として示すということではありますが、今回、国保税の改定が行われるにあたって、子育て世帯を応援していく、また財政的な負担もなるべく抑えていくという観点をとるならば、やはり軽減となる対象者は広げていくべきではないかと私は思っています。

そのような意味では、他の自治体の中で現在実施しているのは5自治体ではありますが、2人目からの対象としているところもありますし、すべて18歳未満の方たちを対象で所得制限についても設けていない自治体の方が多いというところでは、検討のなかでは、そのような方針でしっかりと進めていくべきではないかなと思っております。これは、意見として強く申し述べておきたいと思います。

それからもう一つ、「子育て世帯、低所得者世帯等への負担軽減策についても検討する。」ということですが、例えばどのようなことが検討されることの内容であるのか、そこまでは計画に示すべきだとは思っておりませんが、現在、事務局としてはどのようなことが考えられているのか、それについてお伺いしておきたいと思います。

【事務局】 1点目のご意見につきましては、実際に対象等を考えて行くうえでは、きちんと考えてまいりたいと思います。

2点目につきましては、今回、まずは多子、子育て世帯への軽減策を考えていくというところではありますが、子育て世帯、またいわゆる多子以外の部分というところで、今の段階では具体的に申し上げられるところはありません。ただ、以前こちらの運営協議会でいただいたご意見のなかには多人数世帯というようなご意見もございます。そのようなところも含めて考えていく必要があるのではないかと考えております。

【委員】 ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

私、前回の委員会でも一番最初の意見として述べさせていただきましたが、今回の財政健全化計画について、国保の本旨である国民健康保険が社会保障としての位置づけを持っているなかで、その趣旨として「社会保障である」ということをきちんと示すべきではないかという発言をさせていただきました。国民健康保険法の第1条に示されている姿勢だと思いますけれども、「財政をきちんと維持することによって」という前提になっていますが、「社会保障としてのしっかりした位置づけを持って」というところは、その趣旨を理解していただいたと思いますので、今後、計画として決定させるときには、しっかりとした国保の位置づけを記述していただきたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

【会長】 他にご意見はございますでしょうか。

【委員】 モデルケースⅡのパターンでお聞きしたいのですが、説明では⑤、⑥の「現行との差」の部分に逆転現象が生じているとのことでした。通常ですと、収入が多くなればなるほど「現行との差」が開いてくるように見えるものですが、ここで逆転しているのは、何か特段の理由があるのでしょうか。

【事務局】 追加資料1のモデルケースⅡの⑤と⑥の逆転現象をしている理由ということですが、まず国民健康保険税につきましては、いわゆる「基礎課税（医療）分」と「後期高齢者支援金等分」、「介護納付金分」という3種類の性質の課税をかけているような状況です。その3つの種類の保険税につきましては、それぞれ課税限度額が設定されており、現行で「基礎課税（医療）分」が58万円、「後期高齢者支援金等分」が19万円、「介護納付金分」が16万円となっております。そちらの限度額を超えた部分については、課税されないことになります。

モデルケースⅡの場合では、⑤の段階において後期分と介護分で限度額に達してしまうために、本来税率を上げたとしてもそれ以上は増えない状況になります。つまり876万4,000円の世帯所得までは所得に応じて増えていくかたちになりますけれども、限度額で頭打ちになりますので、そこで「現行との差」は一時的に減少してくるようなかたちになります。

そのうえで⑥になりますと、すべての限度額に達する所得になりますので、これ以上どれだけ所得が多かったとしても、「現行との差」は3万円のままで変わらない状況になるということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 他にございますでしょうか。

【委員】 モデルケースを出していただきました。ありがとうございます。

これはあくまでも一つの想定ということですので、実際にどのようなことになるかというのは、この想定とは違うかもしれないということは理解するのですが、それにしても、家族構成によっては非常に大きな負担となるところが出てくる。特にモデルケースⅡの「40 歳代夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯」においては、他の委員からもありましたけれども、改定した場合の「現行との差」が大きく、例えば⑤は 3 万 2,500 円ということと⑥の限度額に達する層との逆転現象が起こっているという問題もある。それから、③の世帯所得 237 万円のところは、「世帯所得に対する保険税の割合」で見ると、試算額においては 12.7%で、所得の 1 ヶ月半分が国保のために出ていくことになってしまっているということです。

このように負担が非常に重いのが国保の特徴だと思いますが、それでいて、所得が低い人が加入しているわけです。今回の、特にモデルケースⅡのような、負担が非常に重くなる世帯の試算が出ているわけですから、これについてどのように認識しているのか、市の認識を伺いたいと思います。

もう一つは、多子世帯減免なり子どもに係る均等割の軽減を、今後どの程度の規模で、どのような対象で実施するかはまだ未定だとしても、それを実施してどの程度の軽減が図られる見通しがあるのか、モデルケースⅡなどはその対象となります。そちらの見通しもあわせてお聞きしたいと思います。

【事務局】 モデルケースⅡの「世帯所得に対する保険税の割合」が 12%で多いというご意見でございます。委員ご指摘のとおり、こちらの世帯所得に対する割合というかたちになると 12%を超えているということで、負担感としてはかなりあると考えてございます。一方で、5 割軽減、2 割軽減という均等割の軽減を適用された世帯というかたちにはなっておりますので、今の段階でも軽減はされていて、この状況だということとなります。

こちらの軽減世帯につきましては、毎年、国の制度で拡充をされている部分もあります。そして、国保の制度上で所得がそれほど多くない方についても配慮をというかたちで、公費の拡充等につきまして国や都にも要望を出している状況でございます。

それと、「現行との差」が 3 万 2,500 円という部分ですけれども、やはり多子世帯と言ったときに、例えばですが、子どもの 2 人目を均等割額を半額にしていくとなりますと、⑤の部分の「現行との差」はこちらから 1 万 7,000 円ぐらい引かれるかたちにはなるかと思います。

ただ、そこにつきましては、軽減率、減免率を何割にするかですとか、そのような事情もありますので、極論を言ってしまうと、2人目を無料というかたちになりますと、「現行との差」ではマイナスになるということもございます。やはり、影響等を考えながら検討していく必要があるのかなとは考えております。

【事務局】 2点目の、どのぐらいの効果であるかというのは、確かに、例えば委員がおっしゃった③の12.73%の負担というところですけども、もし仮に2人目の均等割が5割減額となりますと、今2割の軽減がかかっていますので、もう3割軽減になるかたちになりますので、そうすれば12.73%の負担割合は、もう少し小さくなっていくかたちになります。

まだ、具体的にどのような減免制度にするかというのは決まっておきませんので、はっきりは申せませんが、そのようなかたちでの効果と言いますか、配慮をしていきたいと市としても考えております。

ただ、一方で軽減・減免をした場合に、財源をどこに求めるかということになってまいりますので、そちらとのバランスでどのようなかたちでとって、軽減・減免の制度をスタートさせていくか、まだ決めかねているところになります。これから、もう少しお時間をいただくかたちになろうかなと思っています。

【委員】 今ご答弁があったように、子どもの均等割の軽減というのは、どのようなやり方で実施するかによって効果がいろいろだとは思いますが、一定の効果はあるということは事実だと思いますので、ぜひ積極的に検討を進めていただきたいと思います。

その財源をどこから持ってくるかというような答弁もありましたけれども、いわゆる一般会計からの法定外繰入、これを解消していくという話になっていきますが、私としては繰入はきちんと確保すべきだと思います。ただ、解消を求められている繰入ではない繰入として、これは均等割の軽減のための繰入は全く問題のない位置づけになっているはずです。制度上も問題ないと思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、表現上の問題でちょっと気になったので確認しておきますが、「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（案）」本書の13ページの第2節の「目標達成に向けた基本的な考え方」の3番、委員も若干触れておられましたけれども、「保険税率の見直しの際は、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策についても検討する。」という表現になっています。それで、A3概要版の右下の一番最後、3番の「保険税率等の見直しの際は、多子世帯を対象とする均等割軽減等子育て世帯、低所得者世帯へ

の負担の軽減策についても併せて検討する。」として、概要版には「多子世帯を対象」と書いてありますけれども、13 ページでは「子育て世帯」という表現になっていて「多子世帯」という限定になっていないのですが、この表記の違いは何か意味があるのか、それとも、特に意味はないのか確認しておきたいと思います。

【事務局】 財政健全化計画（案）本書と概要版の表現についてのご指摘でございます。

こちらは、大変申し訳ございません。この記載については、意味があって表現を変えているということではございません。計画（案）本書の13 ページにつきましては、「特に、子どもに係る均等割額の軽減」というような表現をしておりますので、その一環といたしまして「多子世帯を対象とする均等割の軽減」というようなかたちで考えております。

こちらにつきましては、誤解を招くような表現であるということであれば、最終的に計画本書と概要版を作成するときには表現を合わせるようなかたちで考えていきたいと思います。大変失礼いたしました。

【委員】 多子世帯というのが2人目からなのか3人目からなのか、いろいろ議論はあるのかもしれませんが。子どもの均等割の軽減というかたちで人数をどのようにするかというのは今後の議論ではありますが、「子育て世帯の負担軽減」という趣旨であるならば、本書の13 ページのような書き方でよいと思います。あとは内容の具体化だと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【会長】 他にご意見はございますでしょうか。

【委員】 繰り返しになる部分もありますが、大事な財政健全化計画についての取りまとめですし、今日の議論を経て答申ということになると思いますので、ひと言意見を申し上げておきたいと思います。

平成30年度の保険税の税率等の改定のときにも議論がありました、減免について多人数なのか多子なのかということですが、私は、子育て世帯を応援するという大きな社会の仕組みは重要なことで、当然積極的に推進することだと思っています。それが前提としてあって、なおかつ国民健康保険制度については繰り返し言われていますように、世帯人数が多くなれば多くなるほど負担が重いという世帯単位の保険であることからくる大きな矛盾が、他の保険との違いです。

財政健全化計画を武蔵野市で初めて策定するからには、このようなことをしっかりと捉えて、本来国や都が考えるべきことでもあるのですが、この制度設計の矛盾が市民生活に大きな影響が出ないように、暮らしに最も身近な自治体として、「最後の砦」

として配慮するべきだと考えています。

そのようなことから、就労可能年齢になっていればお仕事に就いていただくことはもちろんで、それは別の事業として就労支援を推進していくことはありますが、それでも、社会保険に入れるようなお仕事に就けないとか、非正規雇用に就いている方々ですとか、その数字を見ますと、これから家計に大きな負担が出るということは明らかです。やはり、私は世帯人数が増えれば2人目から軽減すると、そのような方向性を武蔵野市は他に先駆けて打ち出していただきたいと思います。

基礎自治体がしっかりと声を上げて制度の矛盾を国や都に訴えていかなければ、市民はどこにも頼るところがなくなってしまいます。私たち身近な自治体の議会や行政は、それをしっかりと受けとめて実現する、それが自治体の役割だと思っています。繰り返しとなりましたが、私の意見を申し上げさせていただきました。

【会長】 他にご意見はございますでしょうか。

【委員】 減免の状況について聞きたいのですが、前回には26市中5市という話で、今日ここにいただいたのも5市ですけれども、これは決まっているのが5市ということなのか、こちら以外の市はどのようなになっているのか、検討中なのか、それとも減免は実施しないとか、そのような結論が出ているのか、そのあたりの状況を教えてくださいませんか。

【事務局】 減免の状況についてのお話でございます。

私どもで確認しましたところ、令和元年度（今年度）において実施しているのが5保険者。前回申し上げましたが、この5保険者はすべて市部というかたちになりますけれども、5市で実施している状況です。

その後、今どのような形で進んでいるのかというところまでは、申し訳ありませんがそこまでは調査をかけられておりませんので、今年度において実施しているところということで今回ご報告をさせていただくものでございます。

【会長】 他に質疑はよろしいでしょうか。

（質疑等：なし）

質問等ないようでございますので、この諮問案の取り扱いについて協議をしたいと思います。

暫時休憩といたします。

（休 憩）

【会長】 それでは、これで休憩を解きまして、再開をいたします。

ただ今、答申の取り扱いについて協議をいたしましたところ、机上に配付させていただきました趣旨で、私ども会長・会長代行で文言調整などを行い、市長に答申として、運営協議会のご意見としてお伝えしたいと思っております。

それでは、諮問事項「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画(案)について」、この答申を出すということ、そして、この計画案の採決を行います。

ただ今意見を承ったところ、答申案についてこのようなご意見を付けるということに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員ということで承りました。

それでは、答申案を読ませていただきます。

国民健康保険事業の運営にあたっては、歳出・歳入両面からの取り組みを進めることはもちろんであるが、同時に、被保険者の生活への影響に配慮し、機械的な引き上げにならないように慎重かつ柔軟な対応を求める。

また、多人数世帯や子育て世帯などに対する負担軽減についても、速やかに実現するよう求める。

今後、国民健康保険制度が持続可能な社会保障制度となるために、国、東京都が責任を果たすよう引き続き求めるべきであると考えている。

ということで、この意見を答申として市長にお届けすることについて、皆様から全会一致で賛同をいただきましたので、このように決定したいと存じます。

なお、答申文につきましては、会長代行とともに作成のうえ、市長へ答申させていただきます。

以上、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

以上で、議案(1)は終了いたしました。

続きまして、議案(2)の「その他」ですが、何かございますでしょうか。

(次回日程確認)

【会長】 開催通知については、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

本日は、お疲れさまでした。

【事務局】 ありがとうございました。

— 了 —